

## 低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について



環境省は、平成 27 年 3 月 31 日付けで低濃度ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定を光和精鉱株式会社に対して行いました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、低濃度 PCB 廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、又は行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。この度の認定は、上記事業者からの申請に基づくものです。

(認定取得者)

① 住所、名称、代表者の氏名

福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜 46 番 93  
光和精鉱株式会社 代表取締役 石橋 幸雄

② 施設設置場所

福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜 46 番 93

③ 施設の種類の種類

廃PCB等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設

④ 処理を行う廃棄物の種類(いずれも低濃度 PCB 廃棄物に係るものに限る。)

イ) 廃 PCB 等(微量 PCB 汚染絶縁油が廃棄物となったもの、PCB の濃度が 5,000 mg/kg 以下のもの。)

ロ) PCB 汚染物(微量 PCB 汚染絶縁油に汚染されたものが廃棄物となったもの又は PCB の濃度が 5,000 mg/kg 以下の汚染物。)

⑤ 処理の方法

焼却(ロータリーキルン式焼却炉及び固定床炉)

⑥ 処理能力

イ)ロータリーキルン式焼却炉

(1) 廃 PCB 等及び PCB 処理物 24 kL/日 (2) 廃 PCB 等及び PCB 汚染物 10 t/日

ロ)固定床炉

(1) PCB 汚染物及び PCB 処理物 28.5 t/日

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っておりますので、是非お任せ下さい。

資料 平成 27 年 3 月 31 日付 環境省報道発表資料

化学分析箇所 五月女欣央

### 水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。

